

総行給第3号
総財公第5号
令和4年1月18日

各都道府県総務部長
(人事担当課、財政担当課、市町村担当課、区政課、都道府県立病院担当課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課、財政担当課、市立病院担当課扱い)
各人事委員会事務局長
関係一部事務組合管理者
(都道府県・指定都市が加入するもの)
関係広域連合の長
(都道府県・指定都市が加入するもの)

殿

総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室長
総務省自治財政局公営企業課長
(公印省略)

公的部門（看護）における処遇改善事業の実施について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を上げることとされ、令和3年12月20日、令和3年度一般会計補正予算（第1号）が成立しました。

当該補正予算においては、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員（看護師、准看護師、保健師及び助産師をいう。以下同じ。）の処遇を改善するための補助事業が創設され、厚生労働省より別添のとおり実施要綱が発出されたところです。

当該事業は、各現場で働く地方公務員の処遇改善に必要な費用についても対象となっているところであり、各地方公共団体においては、地方公営企業に従事する職員及び公営企業型地方独立行政法人の職員を含め、今回の経済対策の趣旨を踏まえた上で、下記の点を参考にしつつ、事業の対象となる職員の処遇について、各団体の状況に応じて、対応をご検討いただくようお願いいたします。

また、各地方公共団体におかれましては、設立する地方独立行政法人に対して速やかにこの旨周知いただくとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）並びに企業団及び関係一部事務組合に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

記

対象医療機関に勤務する看護職員について処遇改善を行う場合の手法としては、対象となる職員の職務の特殊性、専門的知識の必要性や採用による欠員補充の困難性を考慮し、給料の調整額や初任給調整手当(パートタイム会計年度任用職員については、これらを加味した報酬額)を支給することなどが想定されること。

加えて、会計年度任用職員については、従来から会計年度任用職員制度の趣旨、職務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するよう要請してきたことも踏まえ、次のような対応が想定されること。

- ・ 職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験や民間の給与水準等が考慮された給与水準となるよう、給料表の級・号給設定の見直しを行うこと。
- ・ 再度任用時の加算について、類似する職務に従事する常勤職員の初任給決定基準や昇給の制度との権衡を考慮して、上限設定を緩和するなどの見直しを行うこと。

(別添)

医政発 0111 第 4 号
令和 4 年 1 月 11 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

看護職員等処遇改善事業の実施について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和 3 年 11 月 19 日閣議決定)において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 1%程度(月額 4,000 円)引き上げるための措置を令和 4 年 2 月から前倒しで実施することとされたことを踏まえ、看護職員等の処遇改善を行うこととし、今般、別紙のとおり「看護職員等処遇改善事業実施要綱」を定め、令和 4 年 2 月 1 日から適用することとしたので通知する。

別紙

看護職員等処遇改善事業実施要綱

1 事業の目的

地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 本事業の対象となる医療機関

本事業の対象となる医療機関（以下「対象医療機関」という。）は、以下のいずれかの要件を満たす医療機関とする。

- ア 令和4年2月1日時点において、診療報酬における救急医療管理加算の算定対象となっており、かつ、令和2年度1年間における救急搬送件数が200件以上であること。
- イ 令和4年2月1日時点において、三次救急を担う医療機関（救命救急センター）であること。

4 本事業による処遇改善の対象者

本事業による処遇改善の対象者は、対象医療機関で勤務する看護職員（非常勤職員を含む。）とする。

ただし、対象医療機関の実情に応じて、対象医療機関で勤務する看護補助者、理学療法士、作業療法士その他別表に定めるコメディカルである職員（非常勤職員を含む。）についても、本事業による処遇改善の対象者に加えることができるものとする。

5 事業内容

令和4年2月から9月までの間（以下「賃金改善実施期間」という。）、対象看護職員等（4に基づき対象医療機関において処遇改善の対象者とされた職員をいう。以下同じ。）に対して賃金改善を行う対象医療機関に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。

6 賃金改善等の要件

- (1) 令和4年2月・3月分（令和3年度中）から実際に賃金改善を行っているとともに、賃金改善を開始した月に、都道府県に対して賃金改善を実施した旨の用紙を提出していること。なお、令和4年2月分の支給に間に合わない場合は、同年3月に一時金等により支給することを可能とすること。

※ 賃金改善とは、本事業の実施により、対象看護職員等について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が同等の条件の下で、賃金改善実施期間前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。

(2) 本事業による賃金改善に係る計画書(8(1)によるもの)を作成すること。また、計画の具体的内容を対象看護職員等に周知すること。

(3) 本事業による補助額は、対象看護職員等の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。

※ 法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額を標準とする。

<算式>

「前事業年度(令和4年4月が属する事業年度の前の事業年度をいう。以下同じ。)における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「前事業年度における賃金の総額」
×「賃金改善額」

(4) 令和4年4月分以降の賃金改善は、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、本事業による賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。なお、賃金規程の改定に一定の時間を要することを考慮し、令和4年2月・3月分は一時金等による支給を可能とすること。

(5) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させていないこと。

(6) 人事院勧告を踏まえて賃金を決定する対象医療機関においては、人事院勧告を踏まえた期末手当(賞与)等の変動の影響を除去して、本事業による賃金改善額を算定すること。

7 補助額の算定

補助額は、アの額とする。ただし、賃金改善実施期間の終了後、イの額がアの額を下回る場合には、イの額を補助額とする。

ア 賃金改善実施期間の各月初日時点における当該医療機関の看護職員の常勤換算数の平均値(見込み) × 8(賃金改善実施期間の月数) × 4,660円(4,000円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額)

イ 次の(ア)又は(イ)の額のうち、いずれか低い方の額

(ア) 賃金改善実施期間の各月初日時点における当該医療機関の看護職員の常勤換算数の総数(実績値) × 4,660円(4,000円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額)

(イ) 賃金改善実施期間において、実際に対象看護職員等の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てられた経費

※ 常勤の看護職員の常勤換算数は1とする。常勤でない看護職員の常勤換算数は以下の算式によって算定された数とする。

<算式>

「当該常勤でない看護職員が職務に従事する1週間の勤務時間(残業は除く。)」÷
「当該医療機関で定めている常勤職員の1週間の勤務時間」

※ アの「賃金改善実施期間の各月初日時点における当該医療機関の看護職員の常勤換算数の平均値(見込み)」については、令和4年2月及び3月については、各月初日時点の看護職員の常勤換算数の実績値を用い、同年4月から9月までの期間については、当該期間の各月初日時点における看護職員の常勤換算数の平均値の推計値を用いて算定を行うこと。推計値の算出に当たっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。

※ 4のただし書に基づき、看護職員以外の職種を賃金改善の対象とする場合であっても、補助額は、上記の計算式によって算定する。

8 事業実施手続

(1) 対象医療機関は、賃金改善を開始した月(令和4年2月又は3月)に、対象医療機関の所在する都道府県に対して賃金改善を実施した旨の用紙を提出した上で、令和4年4月中に、当該都道府県に対して、事業計画書(別紙様式1)を提出するものとする。

(2) 対象医療機関は、賃金改善実施期間の終了後、事業実績報告書(別紙様式2)を都道府県に提出し、都道府県の確認を受けることとする。

9 留意事項

(1) 対象医療機関に対する補助については、対象医療機関から事業計画書の提出を受けた後、7のアの額を概算により支払うことができる。

(2) 賃金改善実施期間の終了後、7のイの額が7のアの額を下回る場合には、7のアの額から7のイの額を控除して得た額を返還させる。

(3) 対象医療機関は、給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料を、補助額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管するものとする。

(4) 事業実績報告書等により、対象医療機関において実施された賃金改善の内容が要件を満たさないことが確認された場合、特段の理由がある場合を除き、補助額の全額又は一部について返還させる。

別表（看護補助者、理学療法士及び作業療法士以外の本事業による処遇改善の対象とすることができるコメディカル）

- ア 視能訓練士
- イ 言語聴覚士
- ウ 義肢装具士
- エ 歯科衛生士
- オ 歯科技工士
- カ 診療放射線技師
- キ 臨床検査技師
- ク 臨床工学技士
- ケ 管理栄養士
- コ 栄養士
- サ 精神保健福祉士
- シ 社会福祉士
- ス 介護福祉士
- セ 保育士
- ソ 救急救命士
- タ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師
- チ 柔道整復師
- ツ 公認心理師
- テ その他医療サービスを患者に直接提供している職種

看護職員等処遇改善事業 賃金改善計画書

令和4年 月 日

医療機関名											
医療機関コード	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

1. 補助申請額

① 賃金改善実施期間	令和4年2月～令和4年9月
② 令和4年2月1日時点の看護職員の常勤換算数（実績値）	
③ 令和4年3月1日時点の看護職員の常勤換算数（実績値）	
④ 令和4年4月から9月までの各月初日時点における看護職員の常勤換算数の平均値（推計値）	
⑤ 賃金改善実施期間の各月初日時点における看護職員の常勤換算数の平均値（見込み） （(②+③+(④×6か月))÷8か月）	0
⑥ 補助申請額(⑤×8か月×4,660円)	0円

※ ②・③・④・⑤欄については、小数点以下を四捨五入した数を記入すること。

※ ⑥欄については、1,000円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。

2. 賃金改善見込額

令和4年2月・3月分	
① 賃金改善実績額	
② 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	
令和4年4月分～9月分	
③ 賃金改善見込額	
④ ベースアップ等による引上げ分（基本給又は決まって毎月支払われる手当による引上げ分）	
⑤ ベースアップ等の割合	(0.0%)
⑥ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	
⑦ 賃金改善見込額合計((①+②)+(③+⑥))	0円
⑧ 処遇改善の対象となる看護職員の常勤換算数の見込み（令和4年6月1日時点）	
（看護職員以外のコメディカルを処遇改善の対象に加える場合のみ記載）	
⑨ 処遇改善の対象に加える看護職員以外のコメディカルの職種（全ての職種を記載）	
⑩ ⑨の職員の常勤換算数の見込み（令和4年6月1日時点）	
⑪ 処遇改善の対象となる全ての職員の常勤換算数の見込み（令和4年6月1日時点）(⑧+⑩)	
⑫ 賃金改善を開始した月（令和4年2月又は3月）に、都道府県に対して賃金改善を実施した旨の用紙を提出している	
⑬ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を処遇改善の対象となる看護職員等に周知している	
⑭ （以下に該当する医療機関のみ記載） 人事院勧告を踏まえて賃金を決定する医療機関において、人事院勧告を踏まえた期末手当（賞与）等の変動の影響を除去して、本事業による賃金改善額を算定する場合は、その内容を記載。	

※ ⑧・⑩・⑪欄については、小数点以下を四捨五入した数を記入すること。

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和4年 月 日

医療機関名：

代表者名：

看護職員等処遇改善事業 賃金改善実績報告書

令和4年 月 日

医療機関名	
医療機関コード	:

1. 補助上限額

① 賃金改善実施期間	令和4年2月 ~ 令和4年9月
② 補助金概算受給額 (申請後、概算受給した額)	
③ 賃金改善実施期間の各月初日時点における看護職員の常勤換算数の総数 (実績値)	
④ 補助上限額 (③×4,660円)	0円

※ ③欄については、令和4年2月1日、3月1日、4月1日、5月1日、6月1日、7月1日、8月1日及び9月1日時点の看護職員の常勤換算数を合計した数を記入すること。また、小数点以下を四捨五入した数を記入すること。

※ ④欄については、1,000円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。

2. 賃金改善実績額

令和4年2月・3月分	
① 賃金改善実績額	
② 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	
令和4年4月分～9月分	
③ 賃金改善実績額	
④ ベースアップ等による引上げ分 (基本給又は決まって毎月支払われる手当による引上げ分)	
⑤ ベースアップ等の割合	(0.0%)
⑥ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	
⑦ 賃金改善実績額合計 ((①+②) + (③+⑥))	0円
⑧ 処遇改善の対象となる看護職員の常勤換算数の実績値 (令和4年6月1日時点)	
⑨ 看護職員に係る賃金改善実績額合計 (⑦のうち、看護職員に係る額)	
(看護職員以外のコメディカルを処遇改善の対象に加える場合のみ記載)	
⑩ 処遇改善の対象に加える看護職員以外のコメディカルの職種 (全ての職種を記載)	
⑪ ⑩の職員の常勤換算数の実績値 (令和4年6月1日時点)	
⑫ ⑩の職員に係る賃金改善実績額合計 (⑦のうち、⑩の職員に係る額)	
⑬ 処遇改善の対象となる全ての職員の常勤換算数の実績値 (令和4年6月1日時点) (⑧+⑪)	
⑭ 賃金改善を開始した月 (令和4年2月又は3月) に、都道府県に対して賃金改善を実施した旨の用紙を提出している	
⑮ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を処遇改善の対象となる看護職員等に周知している	
(以下に該当する医療機関のみ記載)	
⑯ 人事院勧告を踏まえて賃金を決定する医療機関において、人事院勧告を踏まえた期末手当 (賞与) 等の変動の影響を除去して、本事業による賃金改善額を算定した場合は、その内容を記載。	
⑰ 補助上限額 (1④) 又は賃金改善実績額合計 (2⑦) のうち低い方の額	0円
⑱ 補助余剰額 (返還額)	0円

※ ⑧・⑩・⑬欄については、小数点以下を四捨五入した数を記入すること。

※ ⑰欄については、1,000円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。

※ ⑱欄については、2⑰の額が1②の額以上であるときは0円と、2⑰の額が1②の額を下回るときは「1②-2⑰」の額を記入すること。

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和4年 月 日

医療機関名 :

代表者名 :